

住民税(町・県民税)に

ついでのお知らせ

1. 住民税Q&A

個人住民税は、1月1日現在で寄居町在住の方にかかる町と県の税金です。6月10日(水)に住民税の納税通知書(普通徴収)を発送します。第1期の納期限は6月30日(火)ですので、窓口納付の方は金融機関、コンビニ等で納期限までに納付をお願いします。口座振替の方は振替口座内の残高の確認をお願いします。給与特別徴収(天引き)の方については5月中旬に給与支払者あてに特別徴収税額の決定通知書を発送していただき、給与支払者を通じて納付されます。また、前年度(平成26年度)の町・県民税から、「東日本大震災からの復興」に関する地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行により、均等割額が5,000円(町民税3,500円、県民税1,500円)に引き上げられました。期間は平成26年度から平成35年度までの10年間です。

- Q1** 私は年金暮らしで、収入や扶養等の控除にも変化がないのに、なぜ住民税が上がったのですか？
- A1** 所得税では、平成23年以降の所得から「公的年金等の収入が400万円以下で、他の所得が20万円以下」の方については、確定申告の必要がなくなりました。一方で住民税では、申告等をしなくとも扶養や生命保険料などの控除額が算入されない場合があります。この場合は、住民税申告をする必要がありますので、必要書類と印鑑を持参の上来庁ください。
- Q2** 前年度と比べて税額が増えたのはどうしてですか？
- A2** 前年と比べ「所得が増える」または「控除額が減る」ことで原則、税額は増えます。扶養や寡婦(夫)、障害、生命保険料等の控除の申告漏れがないかどうか、お手元の納税通知書等をご確認ください。
- Q3** 私は昨年退職して、現在も働いていません。それなのに今年も住民税の納税通知書が届いたのはどうしてですか？
- A3** 住民税は、翌年度課税の制度となっており、1月1日から12月31日までの所得に対して翌年に課税されます。そのため、現在働いていなくても納税通知書が届く場合があります。
- Q4** 私は平成27年2月に寄居町からA市に転出したのですが、6月になって住民税の納税通知書が寄居町から届きました。これは間違いですか？
- A4** 間違いではありません。住民税は1月1日に住民登録がある市区町村が課税することになっています。ご質問のようにA市に転出をしても、1月1日現在、寄居町に居住していたのであれば、平成27年度の住民税は寄居町に納めていただくこととなります。反対にA市から同年度の住民税の納税通知書が届くことはありません。
- Q5** 扶養の範囲内で働いているのに、住民税の納税通知書が届いたのはどうしてですか？
- A5** 寄居町の住民税は、所得が28万円(給与収入で93万円)を超えると課税されます。従って、年間の所得が38万円(給与収入で103万円)以下で所得税の配偶者控除や扶養控除の範囲内で働いており、所得税が発生しない方でも住民税については課税される場合があります。
- Q6** 私は会社員です。住民税の納税通知書が自宅に届いたのですが、給与からの天引きにしてもらうことはできませんか？
- A6** 普通徴収(納付書等)による納付から特別徴収(給与からの天引き)に切り替えるには、勤務先が「特別徴収への切替申請書」を勤務先あてに提出する必要があります。勤務先の経理・給与担当の方に相談ください。なお、普通徴収は年4回(6月、8月、10月、12月)の納期ですが、特別徴収は12回(6月から翌年5月まで)の給与からの天引きとなりますので、1回当たりの納税額が小さくなります。(年税額に変わりはありません)

2. 公的年金からの特別徴収(天引き)制度

公的年金からの特別徴収(年金特徴)とは公的年金から特別徴収(天引き)することです。納付方法が異なるだけで、住民税の額は変わりません。特別徴収によらない場合は普通徴収(納付書あるいは口座振替による納付)になります。

対象となる方
平成27年4月1日現在で年齢が65歳以上の公的年金受給者のうち、住民税の納税義務のある方で、年額18万円以上の老齢基礎年金、または老齢年金、退職年金等を受給している方(介護保険料の特別徴収と同様)です。

対象となる税額
公的年金等の所得に対する住民税の所得割額および均等割額です。※給与所得にかかる特別徴収のある方については、均等割額は給与から特別徴収されます。

徴収方法

表をご参照ください。

なお、公的年金以外の所得にかかる住民税および年金特別徴収の対象とならない方の住民税については、従来どおりの方法による納付(給与からの特別徴収や普通徴収)をお願いします。

年金特別徴収の中止について

- ・ 次のような場合は、年金からの特別徴収が中止となり、未徴収分を普通徴収(納付書、または口座振替)で納めていただきます。
- ・ 特別徴収対象の年金が支給停止となった場合
- ・ 介護保険料の年金特別徴収が中止となった場合
- ・ 年度途中で住民税の額に変更があった場合
- ・ 他市区町村へ転出、あるいは死亡した場合
- ・ その他、年金特別徴収が困難と認められた場合

今年度、年金特別徴収が中止されても、翌年度にまた年金特別徴収の対象となった場合は、年金特別徴収開始初年度と同様に、6月・8月は普通徴収となり、10月から年金特別徴収が再開されます。(表参照)

問い合わせ / 税務課(581・2121内線154~156)

特別徴収初年度・再開の方	上半期分を普通徴収(納付書等で支払う方法)で6月と8月に納めていただき、下半期分を特別徴収で納めていただきます。具体的な特別徴収額については納税通知書の3頁をご覧ください。				
徴収方法	普通徴収(納付書等)		特別徴収(天引き)		
期別	上半期		下半期		
年金支給月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	年税額の4分の1ずつ		年税額の6分の1ずつ		

特別徴収2年目以降の方	上半期の年金支給月(4月・6月・8月)は、前年度の下半期の特別徴収税額の3分の1ずつを仮徴収します。下半期の年金支給月(10月・12月・2月)は、年税額から当該年度上半期の特別徴収額を差し引いた額の3分の1を本徴収します。					
期別	上半期(仮徴収)		下半期(本徴収)			
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	前年度の下半期分の額の3分の1ずつ(原則、前年度2月と同額)			年税額から上半期に仮徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつ		

実施していきます!

森林整備補助事業

申請期限 / 12月末まで

対象 / 次の要件をすべて満たす方

- ① 寄居町に森林を所有する方、または寄居町の森林で造林をしている方
- ② 補助金を申請する時点で町税を滞納していない方(町税の滞納のない旨の証明書が必要です)

補助対象事業 / 森林の下刈りや枝打ち、除間伐です。規模は5アール(畝)以上で、林齢や間伐率等の基準については表のとおりです。

事業名	経費	町基準額(参考) 107-アール(畝)当たり	補助率	事業規模	対象林齢	間伐率
下刈り	雑草木の除去を行う事業に要する経費	15,900円	毎年度町が定める基準額の10分の9以内	5アール(畝)以上	5年生以下	本数間伐率は約20%以上
枝打ち	林木の枝葉の除去に要する経費	25,900円			11年生以上 30年生以下	
除間伐	不用木の除去、不良木の淘汰、搬出に要する経費	21,700円				

※町基準額は平成26年度の数値を参考としています。平成27年度の基準額については、決まり次第本誌でお知らせします。

補助対象経費 / 第三者に森林の下刈りや枝打ち、除間伐などを請け負わせるのに要する経費、または自ら作業を行った場合の人工費となります。ただし、実際の経費と町で定める基準額を比べて低い方を補助対象経費とします。補助金交付額は予算の範囲内で補助対象経費の10分の9以内となります。

手続き / 農林課に備え付けの補助金交付申請書に必要事項を記入し、添付書類(位置図・作業前写真等)と併せて提出してください。なお、所有する森林の林齢がわからず、補助の対象となるか不明な場合は、農林課へお問い合わせください。

問い合わせ / 農林課(☎581・2121内線403)へ。